

牛マルキンの変遷

- 昭和 63 年度 (元年 1 月) 肉用牛肥育経営安定緊急対策事業(マル緊)を創設
所得が家族労働費を下回った場合に定額助成
- 平成 13 年度 肉用牛肥育経営安定対策事業
所得が家族労働費を下回った場合に、
その差額の 8 割を補填
(生産者 1 : 国 3 で基金を積み立て)
- 平成 22 年度 肉用牛肥育経営安定特別対策事業
全国平均で粗収益(販売価格)が生産費を下回っ
た場合に、その差額の 8 割を補填
- 平成 25 年度 一部(6 県)で県別算定を導入
- 平成 30 年度 (30 年 12 月) 肉用牛肥育経営安定交付金を法制化
(補填割合を 9 割に引上げ)
- 令和 2 年度 標準的販売価格についてブロック算定を導入